

香川労働局発表
令和3年6月9日

担	香川労働局職業安定部職業安定課	
	課長	西山 昇平
当	課長補佐	由佐満美子
	【電話】 087-811-8922	
HP: http://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/		

経済団体に「雇用の維持と求人の確保・働き方改革の推進等」を要請しました！

県内経済4団体を訪問して要請を行いました。

高松市番町の香川県商工会議所連合会では、泉会長に要請文を手渡し、4項目についてお願いをしました。

泉会長からは、「申し入れの趣旨は十分理解している。要請内容を会員企業に伝え、協力していく。」と答えていただきました。

1 趣旨

本県の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では足もと弱い動きに広がりが見られ、雇用情勢も、有効求人倍率、正社員の有効求人倍率ともに前年同月を下回って推移している状況にあります。

こうした中、地域経済の維持・回復のためには、雇用の維持とともに、求人を確保することが重要です。

また、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るための働き方改革への取り組みが重要な課題であるほか、新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、将来の感染症リスクにも備えた新しい働き方への転換を進めていくことが必要です。

さらに、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などに対応するため、多様な人材の雇用と活用が求められていることに加え、若者が職場に定着できず早期離職している現状など、様々な課題があります。

このため、香川労働局、香川県、香川県教育委員会及び四国経済産業局は、地域経済の維持・回復及び持続的発展に向けた雇用対策を推進するため、県内企業で組織する経済団体を訪問して、雇用の維持と求人の確保・働き方改革の推進等について要請を行います。

2 内容

- (1) 雇用の維持と求人の確保について
- (2) 働き方改革の推進について
- (3) 多様な人材の雇用と活用について
- (4) 若年者の雇用機会の確保及び職場への定着について

3 日時

令和3年6月9日(水) 午前10時～

4 要請先

別紙日程表のとおり

5 訪問者

香 川 県	西 原 副 知 事	
香 川 労 働 局	松 瀬 局 長	
香 川 県 教 育 委 員 会	工 代 教 育 長	
四 国 経 済 産 業 局	熊 野 地 域 経 済 部 次 長	ほ か